

＊里帰り出産等により県外医療機関等で産婦健康診査を受けられる方へ＊

県外医療機関等で産婦健康診査を受けられる場合、妊婦健康診査と同様に、石井町が交付した産婦健康診査受診票が使用できません。

そこで、県外医療機関等で自己負担金を支払い、産婦健康診査を受けた場合に要する費用を町が助成します。

産婦健康診査の助成を受ける際には、石井町健康増進課(保健センター)にて申請手続きが必要です。

1. 受診から申請・受付・助成まで(①～③の順に手続きを行います。)

①県外の医療機関等で産婦健康診査を受けます。

(一旦費用の全額を窓口でお支払いください。医療機関等が発行する領収書をもらってください。)



②後日、石井町健康増進課(保健センター)にお越しください。(平日：8：30～17：15)

〈持参品〉

○医療機関等が発行する領収書(産婦健康診査を実施したことがわかる領収書で、医療機関の朱印が押されたもの) ※支払い項目のわかる明細書等あれば合わせてご持参ください。

○産婦健康診査費用助成申請書兼請求書(保健センターにあります)

○振込先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人のわかるもの

○未使用の産婦健康診査受診票(下部がオレンジ色の受診票です。太枠内をあらかじめご記入ください。)

○産婦健康診査の結果が分かる書類(母子健康手帳等)

〈注意〉

※申請者は受診者本人とし、振込先口座名義人は申請者本人にしてください。



③産婦健康診査費用助成申請書兼請求書の審査後、助成対象者には助成決定通知書を送付し、指定の口座に入金します。

2. 助成金額について

助成単価は、産婦健康診査を受診した日(医療機関等が発行する領収書による)の属する年度の契約単価を上限とし、自己負担額がそれを下回った場合はその額とします。

申請の期限は、医療機関等に支払った日から起算して2年以内とします。